雇児発 0521 第 19 号

平成 27 年 5 月 21 日

第一次改正 雇児発 0912 第 1 号

平成 28 年 9 月 12 日

第二次改正 雇児発 0403 第 30 号

平成29年4月3日

第三次改正 子発 0730 第 2 号

平成 30 年 7 月 30 日

第四次改正 子発 0329 第 15 号

平成 31 年 3 月 29 日

第五次改正 子発0327第4号

令和2年3月27日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省雇用均等 · 児童家庭局長

職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について

子ども・子育て支援の推進に当たって、子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連3法に基づき、質の高い保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供することとしているが、その提供に当たっては、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うことが重要である。このため、下記のとおり、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施し、平成27年4月1日より適用することとしたので通知する。

ついては、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

1 事業の種類

- (1) 保育の質の向上のための研修等事業
- (2) 保育士等キャリアアップ研修事業
- (3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業
- (4) 多様な保育研修事業
- (5) 放課後児童支援員等研修事業
- (6) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業
- (7) 認可外の居宅訪問型保育研修事業

2 事業の実施

事業の実施に当たっては、次によること。

- (1) 保育の質の向上のための研修等事業実施要綱(別添1)
- (2) 保育士等キャリアアップ研修事業(別添2)
- (3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要綱(別添3)
- (4) 多様な保育研修事業(別添4)
- (5) 放課後児童支援員等研修事業実施要綱(別添5)
- (6) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業実施 要綱(別添6)
- (7) 認可外の居宅訪問型保育研修事業実施要綱(別添7)

放課後児童支援員等研修事業実施要綱

I 放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県等認定資格研修ガイドライン)

1 趣旨・目的

本事業は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。)に基づき、基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が行う研修(以下「認定資格研修」という。)の円滑な実施に資するために実施するものである。

認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するものである。

2 実施主体

認定資格研修の実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市(以下、「都道府県等」という。)とする。

ただし、都道府県は、認定資格研修を実施する上で適当と認める市町村(特別区を含む。 以下同じ。)、民間団体等に事業の一部を委託することができる。また、指定都市及び中核 市(以下、「指定都市等」という。)は、認定資格研修を実施する上で適当と認める民間団 体等に事業の一部を委託することができる。

3 実施内容

(1) 研修対象者

基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者等で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者とする。

(2) 定員

1回の認定資格研修の定員は、おおむね100名程度までとする。

ただし、認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県等の実情に応じて実施回数や研修会場の規模等を考慮して、おおむね 100 名程度を上回る定員を設定しても差し支えない。

(3) 研修項目・科目及び研修時間数(24時間)等

研修項目、研修科目及び研修時間数等については、別紙のとおりとし、都道府県等の実情に応じて研修科目等を追加して実施しても差し支えない。

また、授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるように工夫しながら実施するものとする。

特に、講師の選定に当たっては、別紙の講師要件を参考として、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。

(4) 研修期間等

1回の認定資格研修については、原則として2~3か月以内で実施するものとする。 ただし、都道府県等の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内で実 施しても差し支えない。

また、認定資格研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫するものとする。

(5) 研修の教材

認定資格研修の教材は、「放課後児童クラブ運営指針」(平成 27 年 3 月 31 日付け雇 児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙)及び「放課後児童クラブ運営指針解説書」の使用を必須とする。なお、上記に加えて、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用することも可能とする。

(6) 科目の一部免除

都道府県等は、既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部 について免除することができるものとする。

ア 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者

別紙の「2-4 子どもの発達理解」、「2-6 児童期(6歳~12歳)の生活と発達」、「2-6 障害のある子どもの理解」、「2-7 特に配慮を必要とする子どもの理解」

- イ 基準第 10 条第 3 項第 2 号に規定する社会福祉士の資格を有する者 別紙の「2-6 障害のある子どもの理解」、「2-7 特に配慮を必要とする子 どもの理解」
- ウ 基準第 10 条第 3 項第 4 号に規定する教諭となる資格を有する者 別紙の「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳~12歳)の生活と 発達」

(7) 既修了科目の取扱い

受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県等に転居した場合や病気等のやむを 得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱い については、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県等は、受 講者に対し「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」(様式第1号)を発行す ることができるものとする。

(8) 修了評価

認定資格研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、都道府県等は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

なお、受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意すること。

4 実施手続

(1) 受講の申込み及び受講資格等の確認

ア 受講の申込み及び受講資格の確認

都道府県等は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、受講希望者が希望する認定資格研修の実施主体である都道府県等に受講申込書を提出させるものとする。ただし、都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を経由させて、受講申込書を提出させることができるものとする。その際、基準第10条第3項の各号等のいずれかに該当するかの確認を行うこととし、各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等により、確実に要件の確認を行わなければならない。その実施に当たっては、市町村と連携及び協力して、円滑に実施できるような工夫が必要である。なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認については、当該市町村が認定したことの分かる資料を添付させるなどの方法により行うこと。なお、受講者が5の(4)ア〜エのいずれかに該当する者であると認める場合、都道府県等は関係する市町村と協議のうえ、受講の適否を検討すること。

イ 受講者本人の確認

都道府県等は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を行うものとする。

なお、①及び②の確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報を事前に周知する必要がある。

(2) 受講場所

認定資格研修の受講場所は、原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県等で、それ以外の者は現住所地の都道府県等で受講するものとする。

(3) 修了の認定・修了証の交付

都道府県等は、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当し、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通の「放課後児童支援員認定資格研修修了証」[賞状形式及び携帯用形式](様式第2号)を都道府県知事名、指定都市市長名又は中核市市長名で交付するものとする。なお、基準第10条第3項各号のいずれかに該当する見込みの者が研修を修了した場合、都道府県等は、当該者が基準第10条第3項各号のいずれかに該当したことを確認した後、修了証を発行する。

ただし、修了の認定及び修了証の交付については、委託することができない。

5 認定等事務

(1) 認定者名簿の作成

都道府県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「○○都道府県放課後児童支援員認定者名簿」を作成するものとする。

指定都市等は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇市放課後児童支援員認定者名簿」を作成し、所在の都道府県に速やかに報告するものとする。報告を受けた都道府県は、上記の「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿」に指定都市等から報告された「〇〇市放課後児童支援員認定者名簿」の内容を反映させ、指定都市等が「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者も含めて管理するものとする。

(2) 認定者名簿の管理

都道府県等は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報の保護に十分留意して、 安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応でき る体制を整備するものとする。

(3) 修了証の再交付等

都道府県等は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続を行うものとする。また、指定都市等においては、変更内容等を所在の都道府県に速やかに報告するものとする。

(4) 認定の取消

都道府県等は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができるものとする。また、指定都市等においては、当該者を認定者名簿から削除した場合には、その旨を所在の都道府県に速やかに報告するものとする。

- ア 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合
- イ 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合
- ウ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合

エ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

6 留意事項

- (1) 都道府県は、認定資格研修の実施に当たって、管内の市町村や関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な実施が図られるよう努めること。特に、指定都市等が所在する都道府県においては、都道府県と指定都市等の間で研修実施について十分協議を行い、地域によって研修が受講できないといったことが起きないよう、地域の実情に応じた適切な対応をすること。
- (2) 都道府県等又は本事業の委託を受けた者は、事業実施上知り得た研修受講者に係る 秘密の保持について、十分留意すること。

7 研修会参加費用

研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及 び宿泊費については、受講者等が負担するものとする。

8 費用の補助

国は、都道府県等に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)第 10 条第 3 項に規定する研修において、次の研修科目を修了したことを証明する。

〇研修科目名:

年 月 日

都道府県知事名、指定都市市長名又は中核市市長名

第〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修修了証

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働

省令第63号)第10条第3項に規定する研修を修了したことを証明する。

 修了年月日
 年
 月
 日

 発行年月日
 年
 月
 日

都道府県知事名、指定都市市長名又は中核市市長名

第〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修修了証 (携帯用)

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準(平成 26 年厚生労 働省令第 63 号)第 10 条第 3 項に規定 する研修を修了したことを証明する。

 修了年月日
 年月日

 発行年月日
 年月日

都道府県知事名、指定都市市長名又は 中核市市長名 放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修の 項目・科目、時間数、ねらい、主な内容及び講師要件等

【研修項目・科目と研修時間数(16 科目 24 時間 〈90 分×16〉)】

- 1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解(4.5時間・90分×3)
 - ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- 2 子どもを理解するための基礎知識 (6.0 時間・90 分×4)
 - ④ 子どもの発達理解
 - ⑤ 児童期(6歳~12歳)の生活と発達
 - ⑥ 障害のある子どもの理解
 - (7) 特に配慮を必要とする子どもの理解
- 3 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援(4.5 時間・90 分×3)
 - ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩ 障害のある子どもの育成支援
- 4 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力(3時間・90分× 2)
 - ① 保護者との連携・協力と相談支援
 - ② 学校・地域との連携
- 5 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応(3時間・90分×2)
 - ③ 子どもの生活面における対応
 - (4) 安全対策·緊急時対応
- 6 放課後児童支援員として求められる役割・機能(3時間・90分×2)
 - (15) 放課後児童支援員の仕事内容
 - (B) 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

+5	5 12 12	1 拉那然旧产牌人本代事类(拉那然旧产为三づ)。7四年7		
項目名		1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解		
科目名		1-① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容		
時間数 1.5 時間 (90 分)				
h		後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の目的について理解している。		
ねら		後児童健全育成事業の役割について理解している。		
い	│○放課後	後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等について理解してい		
	る。			
	○主に、	児童福祉法第6条の3第2項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に		
ポイ	関する	る基準第5条第1項、放課後児童クラブ運営指針第1章の2及び放課後児童		
イン	支援員	員認定資格研修事業(都道府県等認定資格研修ガイドライン)の内容に基づ		
ト	いて覚	ざび、放課後児童健全育成事業の目的、役割及び制度の内容について理解を		
	促す。			
	○放課後	後児童健全育成事業の目的及び役割		
	•児童	福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における		
	放設	果後児童健全育成事業の目的		
	· 放課	後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運		
	 営指	旨針における放課後児童健全育成事業の役割		
	│ ○放課後	後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容		
-	 · 放課	 後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と市町村が定める設備及		
主な内容	 び道	軍営に関する基準条例の役割		
内容	 · 放課	2後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の構成と事業運営に関す		
谷	る基	基本的な事項		
	 ○放課後	後児童クラブ運営指針の内容		
	放影	果後児童クラブ運営指針の役割		
	• 放 	果後児童クラブ運営指針の構成と主な内容		
		後児童支援員認定資格研修事業の内容		
	・放課後児童支援員認定資格制度の目的			
	・放課後児童支援員認定資格研修事業の主な内容			
		果後児童健全育成事業の事務を担当している行政担当職員		
講師要件	7 73/18/	KOJI ZICI I I KOJI JA CIJI O C. O TIVIJI JAKO		
要				
作				
/ ;# ±				
備				
考				

ΤŒ	頁目名	1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
科目名		1-2 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
時間数		1.5 時間 (90 分)
		1.0 km 1.00 m 1.0 km 1.0 km
ねら		後児童クラブにおける権利擁護及び法令遵守の基本について理解している。
V		る家庭福祉の理念と子どもの権利についての基礎を学んでいる。
		児童福祉法第 33 条の 10、第 33 条の 11 及び第 33 条の 12、児童の権利に
ポ		5条約、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条、第12
イン		514条、第16条、第17条及び第19条、放課後児童クラブ運営指針第1章
ì		(4) の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の一般原則及び権利
		法令遵守の基本と子ども家庭福祉の理念について理解を促す。
		後児童健全育成事業の一般原則の内容
		後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全
	育成	以事業の一般原則の内容
	· 放課	後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における権利擁護及び法
	令 達	享守の内容
	○放課後	後児童クラブの社会的責任
主	 放課 	後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童クラ
主な内容	ブの)社会的責任の内容
容	・子と	ざもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営を行うことの大切さ
	○放課後	後児童クラブにおける子どもへの虐待等の禁止と予防
	・子と	ざもへの虐待等の禁止と予防の理解
	・子と	ざもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容
	' ')家庭福祉の理念と子どもの権利に関する基礎知識
	· 今日	日の子ども家庭福祉と子どもの権利
		果後児童支援員が必要とする子どもの権利に関する法令等
⇒++ •		果後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児
講師要件		z 援員等(放課後児童指導員)
	' ' '	核科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生
1 11		長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は
	福祉	上系大学等の教員
備		
考		

項目名		1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解	
科目名		1-③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ	
		1.5 時間(90 分)	
ね	○子ども)家庭福祉施策の概要を学んでいる。	
5	○放課後	後児童クラブと関連する子ども家庭福祉施策の内容を学んでいる。	
V	○放課後	後児童クラブと関連する放課後関係施策を理解している。	
ポ	○主に、	児童福祉法、子ども・子育て支援法、障害者総合支援法、児童虐待の防止	
1	等に関	胃する法律及び放課後子ども総合プランなどの内容に基づいて学び、子ども	
ント	家庭福	福祉施策の概要を理解し、放課後児童健全育成事業との関連について理解を	
•	促す。		
	○子ども)家庭福祉施策と子ども・子育て支援新制度の概要	
	・子と	ざも家庭福祉施策の体系と内容	
	・子と	ざも・子育て支援新制度の内容	
	○障害児	君福祉施策の概要	
	· 今日	日の障害児福祉施策の内容	
主	 放設 	果後児童クラブと障害児福祉施策との関連	
主な内容	○児童虐	宣待防止等の施策の概要	
容	・児童	賃虐待の内容と児童虐待防止等に関する施策の内容	
	• 社 <i>会</i>	会的養護に関する施策の概要	
	○放課後	後児童クラブと関連する放課後関係施策	
	 放設 	果後児童クラブと放課後関係施策との関連	
	• 放課	段児童クラブと直接関わる放課後関係施策(児童館、放課後子供教室、放	
	課後	後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業等)の内容	
講	ア当該	核科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生	
師	局長	長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は	
師要件	福祉	Ŀ系大学等の教員	
• •			
備			
考			
73			

	r 4	
項目名		2 子どもを理解するための基礎知識
科目名		2-④ 子どもの発達理解
탡	計間数	1.5 時間(90 分)
ね	○子ども	っの発達を理解するための基礎を学んでいる。
らい	○育成支	を提における子どもの発達の特徴や発達過程を理解している。
,	○子ども	の発達理解のための継続的な学習の必要性を理解している。
ポ	○主に、	育成支援に必要な子どもの発達理解に関する基礎的な事項について学び、
イ	子ども	oの発達理解について継続的な学習が必要であることの理解を促す。
ト		
F		
	○子ども	の発達理解の基礎
	 ・発達	をの概念
	• 発達	をの時期区分と特徴
	0子ども	の遊びや生活と発達
	・子と	ざもの社会性の発達の理解
主		ざもの発達における遊びの大切さ
主な内容		の発達理解と育成支援
容		の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行
		ことの大切さ
		でもの発達過程における放課後児童支援員の存在の意味
		かな学習の必要性
	- 11 12 -	である。 ではの理解を深めるために、子どもの発達について継続的に学習することの
講師		長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は
師要件		上系大学等の教員
件	田印	Lボ八子寺の教員
hee		
備		
考		

		
項目名		2 子どもを理解するための基礎知識
科目名		2-⑤ 児童期(6歳~12歳)の生活と発達
時間数 1.5 時間 (90 分)		1.5 時間(90 分)
ね	○児童期	明の一般的な特徴を学んでいる。
らい	○児童期	別の発達過程と発達領域の基礎を学んでいる。
۷,	○児童期	別の発達理解のための継続的な学習の必要性を理解している。
ポ	○主に、	放課後児童クラブ運営指針第2章の1、2及び3の内容に基づいて児童期
イ	の発達	を理解に関する基礎的な事項を学び、理解を深めるために継続的に学習する
ト	ことの)大切さを理解する必要があることへの気づきを促す。
	○子ども	の発達と児童期
	・子と	ごもの発達から見た児童期の位置(幼児期、思春期・青年期との関わり等)
	• 児童	重期の発達の特徴
+	○児童期	明の発達過程と発達領域
主な内容	・おおむ	gね6歳~8歳頃の発達の特徴
内宏	・おおむ	gね9歳~10歳頃の発達の特徴
谷		♪ね 11 歳~12 歳頃の発達の特徴
	 ○継続的	りな学習の必要性
	 ・児童	5期の発達理解を深めるために継続的に学習することの必要性
	• 事例	列検討から学ぶことの大切さ
#		核科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生
講師		長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は
要件		上系大学等の教員
午	1,11,1-	
进		
備		
考		

項目名		2 子どもを理解するための基礎知識		
科目名		2-⑥ 障害のある子どもの理解		
時間数		1.5 時間(90 分)		
1-	○障害の)ある子どもを理解するための基礎を学んでいる。		
ねら	○障害の	つある子どもの保護者と連携するために必要なことを学んでいる。		
v	○障害の	つある子どもと保護者を理解するための継続的な学習の必要性を理解して		
	いる。			
ポ	○主に、	児童福祉法第4条及び第6条の2の2、障害者基本法(障害者の権利に関		
イン	する第	会約などを含む)、発達障害者支援法(発達障害に関する最近の研究動向な		
\ \tag{h}	どを含	合む)等の内容に基づいて学び、障害のある子どもや保護者の理解及び障害		
	のある	5子どもの福祉に関する基礎と学習課題について理解を促す。		
	○子ども	っの障害についての基礎知識		
	• 障害	手の概念		
	• 障害	手のある子どもの発達の特徴		
	○発達障害についての基礎知識			
	・発達	・発達障害の定義と障害特性		
主な内容	・発達	を障害理解の基礎		
内	○障害の	つある子どもの保護者を理解するための基礎知識		
谷	• 障害	手のある子どもの保護者の気持ちを受け止めることの大切さ		
	• 障害	手のある子どもの保護者との連携に当たって配慮すること		
)ある子どもと保護者を理解するための学習		
	• 障害	手のある子どもに関する専門機関等との連携の必要性		
		のある子どもと保護者の理解を深めるために継続的に学習することの必要		
	性及	び事例検討から学ぶことの大切さ		
講		核科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生		
講師要件	局長	長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は		
件		上系大学等の教員		
	イ養護	養教諭		
備				

考

項目名		2 子どもを理解するための基礎知識
科目名		2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
時間数		1.5 時間(90 分)
la.	○児童虐	宣待の現状と対応についての基礎を学んでいる。
ねら	○特に酉	R慮を必要とする子どものいる家庭の状況について理解している。
い	○特に酉	己慮を必要とする子どもについて、関連する事業と連携、協力して支援する
	必要があ	らることについて理解している。
ポ	○主に、	児童虐待の防止等に関する法律、子どもの貧困対策の推進に関する法律、
イ	子供0)貧困対策に関する大綱、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針などの
ト	内容は	に基づいて学び、児童虐待及び特に配慮を必要とする子どもの現状と対応、
	支援の	つあり方について理解を促す。
	○児童虐	宣待の内容と対応
	• 児童	宣虐待の現状と内容
	• 児童	賃虐待の早期発見と早期対応の必要性
	○特に酉	己慮を必要とする子どもの理解
主	• 子と	ざもの養育に困難を抱えている家庭の現状と課題
主な内容	· ひと	とり親家庭への子育てと生活支援の施策
内 容	○特に酉	2慮を必要とする子どもの支援についての理解
14	特に	こ配慮を必要とする子どもの家庭からの相談への配慮のあり方の理解
	特に	こ配慮を必要とする子どもに関する学校との連携についての理解
	○要保護	隻児童対策地域協議会と放課後児童クラブ
	・要例	R護児童対策地域協議会の目的及び役割
	・要例	R護児童対策地域協議会と放課後児童クラブの関わり
	ア当該	核科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生
譜	局長	長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は
講師要件	福祉	上系大学等の教員
要 	イ 児童	賃相談所長又は児童相談所において相談・指導業務に5年以上従事している
''	児童	置福祉司
	ウ乳児	己院又は児童養護施設の長
備		
,,,,		

考

項目名		3 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援	
科目名		3-⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援	
時間数		1.5 時間(90 分)	
ね	○放課後	後児童クラブにおける育成支援の内容を理解している。	
らい	○子ども	っの視点からみた育成支援のあり方について理解している。	
V .	○育成支	を援の記録と職場内での事例検討の必要性について理解している。	
ポ	○主に、	放課後児童クラブ運営指針第1章の3(1)、(2)、第2章及び第3章の内	
イン	容に基	基づいて学び、放課後児童クラブにおいて、子どもの発達段階に応じた主体	
ト	的な遊	ちびや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的	
•	な生活	5習慣の確立等を図るための育成支援の具体的な内容の理解を促す。	
	○放課後	後児童クラブにおける育成支援の基本	
	 放設 	果後児童クラブ運営指針における育成支援の基本的な考え方	
	・子と	ざもの発達過程を踏まえた育成支援の配慮事項	
主	○育成支	で援の内容	
主な内容	 放該 	果後児童クラブ運営指針における育成支援の主な内容	
容	・育成		
	○育成支	で 援における記録及び職場内での事例検討	
	・育成	支援における記録の必要性	
	• 職場	易内での情報共有と事例検討の必要性	
謙	ア放調	果後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児	
師	全童	z援員等(放課後児童指導員)	
講師要件			
17			
備			
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
考			

項目名		3 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名		3一⑨ 子どもの遊びの理解と支援
時間数		1.5 時間(90 分)
ね	○子ども	の生活における遊びの大切さについて理解している。
らい	○子ども	っが発達段階に応じた主体的な遊びを行うことの大切さを理解している。
V ·	○子ども	の遊びへの放課後児童支援員の対応のあり方を理解している。
ポ	○主に、	放課後児童クラブ運営指針第2章の4、5及び第3章の1の内容に基づい
イ	て学び	が、子どもの生活における遊びの大切さ及び子どもの遊びへの対応のあり方
ント	につい	・て理解を促す。また、講義に際して、「2−④」及び「2−⑤」の科目内容
	を活用	月することが望ましい。
		っの遊びと発達
		ざもの生活における遊びの大切さ
		賃期の遊びの特徴と発達との関わり
		っの遊びと仲間関係
主		ごもが自発的に遊びをつくり出すことの理解
主な内容		ドの中で子ども同士の仲間関係を育てることの必要性
容		つの遊びと環境
		がには子どもが安心できる環境が必要であることの理解
		プで遊びを選択し創造することができるように環境を整えることの大切さ
		の遊びと放課後児童支援員の関わり
		でもの発達や状況に応じた柔軟な関わりの必要性
		ドの中での子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことの必要性 1868年 1878年
		果後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児
耧		を接員等(放課後児童指導員)
講師要件		置厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事して に 5 年以上従事して
要此		5児童の遊びを指導する者 ************************************
14		该科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生 ***********************************
		長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は
EPP.	(価化	上系大学等の教員
備		
考		

	-	
項目名		3 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名		3-⑩ 障害のある子どもの育成支援
時間数 1.5 時間(90 分)		1.5 時間(90 分)
ね	○障害の	りある子どもの育成支援のあり方について理解している。
5	○障害の	りある子どもの保護者との連携のあり方について理解している。
\ \ \	○専門機	幾関等との連携のあり方について理解している。
ポ	○主に、	放課後児童クラブ運営指針第3章の2、4(2)及び(3)などの内容に
イ	基づい	いて学び、子ども同士が生活を通して共に成長できるように、障害のある子
ント	どもの	O育成支援のあり方や保護者との連携のあり方などについて理解を促す。ま
•	た、請	講義に際して、「2-⑥」の科目内容を活用することが望ましい。
	○障害の	つある子どもの育成支援
	• 障害	害のある子どもの受入れの考え方
	• 障害	写のある子どもの育成支援に際して留意すること
	○障害の	つある子どもの保護者との連携
	・家庭	至の状況の把握と、保護者の子どもへの気持ちを理解することの大切さ
主	・子と	ざもの様子を丁寧に伝え、保護者と一緒に放課後児童クラブでの子どもの生
主な内容	活の	り見通しをつくることの必要性
内	○障害の	つある子どもの育成支援における倫理的配慮と職員間の共通理解
1	• 障碧	害のある子どもの育成支援における倫理的配慮の必要性
	• 障害	Fのある子どもの理解と育成支援のあり方を職員間で共有することの大切さ
	○専門機	幾関等との連携
	・放調	果後等デイサービス事業所、発達障害者支援センター等の専門機関等と連携
	して	て育成支援の見通しを持つことの大切さ
	・専門	月機関等と連携する際の配慮事項
	ア放調	果後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児
講師	童支	支援員等 (放課後児童指導員)
講師要件	イ 当該	亥科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生
件	局長	長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は
	福祉	止系大学等の教員
備		
考		
与		

項目名		4 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名		4-⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
联	計間数	1.5 時間 (90 分)
ね	○保護者	皆との連携のあり方について理解している。
らい	○保護者	皆組織との連携のあり方について理解している。
V .	○保護者	者からの相談への対応のあり方を学んでいる。
ぱぱ	○主に、	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 19 条、放課後児
イ	童クラ	ラブ運営指針第1章の3(2)、第3章の1(4)⑨及び4の内容に基づいて
ト	学び、	保護者や保護者組織との連携のあり方や保護者からの相談への対応に当た
•	って酉	記慮することなどの理解を促す。
	○保護者	者との連携
	• 保護	護者と密接な連絡をとり、育成支援の内容を伝えて理解を得ることの必要性
	・保証	隻者への連絡の際に配慮すること
主	○保護者	針組織との連携
主な内容	・父母	母の会等の保護者組織との協力関係をつくることの必要性
容	• 保護	賃者同士が交流し協力して子育てが進められるように支援することの必要性
- 1	○保護者	者からの相談への対応
	• 保護	護者との信頼関係に基づいて、保護者からの相談に応じられるような関係を
	築〈	くことの必要性
	・保証	隻者からの相談への対応に当たって配慮すること
	ア放調	果後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児
講師	童艺	支援員等 (放課後児童指導員)
講師要件	イ 当該	亥科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生
件	局县	長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は
	福和	止系大学等の教員
備		
考		
与		

	T 1		
項目名		4 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力	
科目名		4 - ⑫ 学校・地域との連携	
時間数 1.5 時間(90 分)			
ね		の連携の必要性とそのあり方について理解している。	
らい		f、幼稚園等との連携の必要性とそのあり方について理解している。	
	○地域と	の連携の必要性とそのあり方について理解している。	
ポ	○主に、	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第3項及び第	
イン	20条、	放課後児童クラブ運営指針第5章の内容に基づいて学び、学校や保育所、	
ト	幼稚園	及び地域住民や関係機関等地域との連携のあり方や連携に当たって考慮す	
	べきこ	となどの理解を促す。	
	1. 学校	どとの連携	
	○子ども	の生活の連続性を配慮した学校との連携の必要性	
	○学校と	の情報交換や情報共有を日常的、定期的に行う際に考慮すること	
	2. 保育	所、幼稚園等との連携	
	○子どもの発達の連続性を配慮した保育所、幼稚園等との連携の必要性		
主	○子ども	の状況について保育所、幼稚園等と情報交換や情報共有を行う際に考慮す	
を	ること		
主な内容	3. 地域	往民や関係機関等との連携	
	○子ども	の成長、発達にとって地域が果たす役割と地域の関係者、関係機関との連	
	携の必	要性	
	○子ども	に関わる地域住民や福祉、保健及び医療等関係機関等との連携	
	4. 学校	で、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	
	○学校施	記設を活用して実施する放課後児童クラブの運営	
	○児童館	Fを活用して実施する放課後児童クラブの運営	
	ア放課	段後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児	
講師	童支	接員等(放課後児童指導員)	
講師要件	イ 当該	科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生	
	局長	等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福	
	祉系	大学等の教員	
備			
考			
与			

項目名		5 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名		5 - ³ 子どもの生活面における対応
時間数		1.5 時間(90 分)
ねらい	○子ども してV	るの健康管理及び情緒の安定を確保することの必要性とそのあり方を理解 いる。
		っの健康維持のための衛生管理について理解している。 アレルギー等への対応に関する必要な知識を学んでいる。
ポイント	○主に、 童クラ 基づい 一等~ 管理と	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 13 条、放課後児 ラブ運営指針第 3 章の 1 (4) ⑦、第 6 章の 1 (2) 及び 2 (1) の内容にいて学び、子どもの健康管理、情緒の安定及び確保のあり方と食物アレルギーの対応について理解を促す。なお、その際、「子どもの施設における衛生会衛生指導の知識」及び「食物アレルギーと救急対応の知識」については、分野における関連資料を活用して行うことが望ましい。
主な内容	・・・子・・衛・・食・一出子ど保学生施お物食ラ	の健康管理及び情緒の安定 所確認及び来所時の健康状態や心身の状況の観察の必要性 どもの状態の把握と安定した情緒で過ごせるようにするための配慮 の健康管理に関する保護者との連絡や学校との連携 護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の必要性 なとの子どもの健康状態や心身の状況に配慮が必要な際の連絡や連携 管理と衛生指導 な及び設備の衛生管理と、遊びや活動の内容を考慮した衛生指導 とつの提供時の衛生管理と衛生指導 アレルギーのある子ども等への対応 アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認及び放課後児童ク での対応 は時(アナフィラキシー、誤飲事故等)対応の知識
講師要件	主 養譲 従事 に 当 局	限後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児 支援員等(放課後児童指導員) 養教諭 事期間が5年以上の栄養士又は管理栄養士 下 核科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生 長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は 上系大学等の教員
備考	1144 144	

ΤĒ	五日 夕	5	
項目名		5 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応	
科目名		5-4 安全対策・緊急時対応	
時間数 1.5 時間(90 分)			
ね	_	対策及び緊急時対応のあり方について理解している。	
		対策及び緊急時対応についての具体的な取り組みの内容について理解して	
らい	いる。		
		対策及び緊急時対応を行う際に知っておくべき法令等について理解してい	
	る。		
ポイ	○主に、	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第5項、第6	
	条、第	第13条及び第21条、放課後児童クラブ運営指針第3章の1(4)⑧、第6	
ン	章の2	2 (2)、(3)及び(4)の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおけ	
ト	る非常	常災害対策や緊急時、事故発生時の対応などについて理解を促す。その際、	
	市町村	けの安全対策及び緊急時対応の実際例を活用して行うことが望ましい。	
	○放課後	 後児童クラブにおける子どもの安全	
	・育成		
	・安全	全対策及び緊急時対応における計画策定の必要性	
	○安全対	対策及び緊急時対応の内容	
主	・事故	女やけがの防止と発生時の対応	
主な内容	・災害	等の発生に備えた具体的な計画や防災や防犯に関する訓練の内容、感染症	
容	発生	三時の対応、来所及び帰宅時の安全確保等の内容	
	○安全対	対策及び緊急時対応の留意事項	
	・安全	全対策及び緊急時対応について保護者と情報を共有しておくことの必要性	
	• 計画	iに基づく保護者や関係機関等との連携及び協力や定期的な訓練の実施の必	
	要性	ŧ	
	ア放調	果後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児	
	全童	万援員等(放課後児童指導員)	
講	イ 児童	宣厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事して	
講師要件	いる	ら児童の遊びを指導する者	
件	ウ 当該	核科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生	
	局長	長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は	
	福祉	上系大学等の教員	
備			
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
考			

ΤÎ	目名 6 放課後児童支援員として求められる役割・機能
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
ねらい	○放課後児童支援員の仕事内容と求められる資質及び技能について理解している。
	○放課後児童支援員の育成支援以外の職務の内容について理解している。
	○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方と職場倫理について理解している。
ポイ	○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第7条及び第8条、放
	課後児童クラブ運営指針第3章、第4章の5及び第7章の3の内容に基づいて学
ント	び、放課後児童支援員としての役割や求められる資質及び技能などについて理解を
r	促す。また、講義に際して、「 $1-2$ 」、「 $3-8$ 」及び「 $6-6$ 」の科目内容を活用
	することが望ましい。
	○放課後児童支援員の仕事内容
	・育成支援の内容と放課後児童支援員の役割
	・育成支援を支える職務の内容
	○放課後児童支援員に求められる資質及び技能
	・「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある
	者」、「児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」の内容
主な	・放課後児童支援員の自己研鑽と運営主体による資質向上のための研修機会の確保
主な内容	の必要性
容	○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方
	・情報交換や情報共有を図り、適切な分担と協力のもとで育成支援を行う職場体制
	の構築
	・事例検討や自己研鑽を通して建設的な意見交換のできる職員集団の形成
	○放課後児童支援員の社会的責任と職場倫理
	・放課後児童クラブの役割から求められる放課後児童支援員の社会的責任
	・職場倫理の自覚と事業内容の向上への組織的な取り組み
耧	ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童
師	支援員等(放課後児童指導員)
講師要件	
備	
考	

	·	
項目名		6 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名		6 - ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守
時間数		1.5 時間(90 分)
ねら	○放課後	6児童クラブの運営管理の内容について理解している。
	○要望及	なび苦情への対応のあり方について理解している。
ぃ	○運営主	E体の人権の尊重と法令の遵守のあり方について理解している。
	○主に、	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第2項及び第
	4項、	第 11 条、第 14 条及び第 17 条、放課後児童クラブ運営指針第4章、第7
ポ	章の1	及び2の内容に基づいて学び、放課後児童クラブの運営管理に当たって留
イン	意す~	、き事項、要望及び苦情への取り組みのあり方、運営主体が行わなければな
1	らない	・人権の尊重と法令遵守のあり方及び取り組みなどについて理解を促す。ま
	た、講	‡義に際して、「1-②」及び「6-⑮」の科目内容を活用することが望まし
	い。	
	○放課後	後児童クラブの運営管理
	• 運営	宮主体が定める事業運営についての重要事項に関する運営規程の内容
	 ・労賃	動環境整備の必要性と、適正な会計管理及び情報公開
	┃ ○利用内	7容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み
	 • 利用	目に当たっての留意事項の明確化や公平性に関する説明責任
主	• 要望	型及び苦情への対応の体制整備や対応に当たっての考え方及び留意事項
主な内	 ○運営内	7容の自己評価と公表
容	·子ど	*もや保護者の意見や関係機関等からの提言を事業内容に反映させることの
	 必要	E性
	• 事業	美運営の自己評価と公表の必要性
	 ○運営主	E体の人権の尊重と法令の遵守 (個人情報保護等)
	• 放調	R後児童クラブの社会的責任と運営主体の責任
	• 運営	宮主体が必要とする事業運営における倫理規定の内容と法令遵守
	-	果後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児
師	童支	z 援員等(放課後児童指導員)
講師要件	イ児童	⑤厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事して
	-	5児童の遊びを指導する者
備		
27		
考		

Ⅱ 放課後児童支援員等資質向上研修事業

1 趣旨・目的

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)第10条第1項に規定する放課後児童支援員及び同条第2項に規定する補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)等に対して必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行うことにより、放課後児童支援員等の資質の向上を図るものである。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。 ただし、実施主体が資質向上研修を実施する上で適当と認める民間団体等に事業の全部 又は一部委託することができるものとする。

3 研修対象者

- (1) 放課後児童健全育成事業実施要綱(平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者に従事する放課後児童支援員等及び放課後児童健全育成事業の運営主体の責任者並びに放課後児童健全育成事業の活動に関わるボランティアなど。
- (2) 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領(学校を核とした地域力強化プラン)」(平成27年3月31日文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長裁定)に基づき放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験活動・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動(以下「放課後子供教室」という。)の担当者及び事業が円滑に運営されるためにこれらの者と連携・協力を行う学校の教職員など。

4 研修の内容

(1) 都道府県が実施する研修

放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために必要な知識及び技術の習得の ための研修を市町村と連携して実施する。

実施に当たっては、放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の運営や子どもの育成支援に関する事項について、専門的な知識・技術が求められるものや多くの放課後児童健全育成事業所で共通の課題になっているものをテーマとすること。

<主な具体例>

- 〇 実践発表会
- 放課後児童健全育成事業の役割と運営主体の責務

- 発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援
- 子どもの発達の理解
- 子どもの人権と倫理
- 個人情報の取扱いとプライバシー保護
- 保護者との連携と支援
- 家庭における養育状況の理解
- いじめや虐待への対応 など

(2) 市町村が実施する研修

放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために、課題や事例を共有するための実務的な研修を都道府県と連携して実施する。

実施に当たっては、放課後児童健全育成事業所の運営や子どもの育成支援に関する 事項について、基礎的な知識や事例、技術等の共有を図ることを目的としたテーマと すること。

なお、いくつかの市町村が合同で実施することも可能である。

<主な具体例>

- 事例検討(ワークショップ形式)
- 放課後児童健全育成事業に関する基礎的理解
- 安全指導と安全管理、危機管理
 - 教急措置と教急対応(実技研修)
 - 防火、防災、防犯の計画と対応
 - 事故、けがの予防と事後対応等
 - ・ アレルギーの理解と対応、アナフィラキシーへの対応
- おやつの工夫と提供時の衛生、安全
- 放課後児童健全育成事業所における遊びや製作活動、表現活動
- 育成支援に関する記録の書き方と工夫 など

5 留意事項

- (1) 放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進し、適切な対応を図るため、 研修内容に必要な知識の習得や実践的な指導技術に関する援助方法を盛り込むなど、 障害児対応を行う放課後児童支援員等の資質の向上に努めること。
- (2) 放課後子供教室の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子供教室 及び放課後児童健全育成事業それぞれの担当者又は放課後児童支援員等が両研修を相 互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮する こと。
- (3) 受講者名簿の管理等、研修受講者の受講履歴が確認できるよう必要な記録の整備に配慮すること。

6 研修参加費用

研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び 宿泊費については、受講者等が負担するものとする。

7 費用の補助

国は、都道府県又は市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。